

令和5年度愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告募集要項

1 趣旨

この要項は、給与等（期末・勤勉手当）の支給に併せて、県が職員に提供する給与等支給明細書閲覧サービス（以下「給与WEB明細書」という。）に対して、愛媛県広告事業実施要綱に基づく歳入型広告事業（以下「広告事業」という。）を募集する際に必要な事項を定めるものとする。

2 募集する広告事業の概要等

(1) 広告事業の件名

愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告事業

(2) 広告掲載回数及び登録者数

ア 年間広告掲載回数

掲載回数は、給与5回、期末・勤勉手当1回の年6回

なお、給与等は、次のとおり支給されることとなっている。

区分	支給日	摘要
給与	毎月21日	支給日が土日又は祝日の場合は、その前日
12月期末勤勉手当	12月10日	

イ 登録者数

最大約24,000人（R5年度中に20,000人程度の登録を想定）

（知事部局・諸局、小中高等学校、警察本部、公営企業管理局職員及び会計年度任用職員の合計）

(3) 広告事業内容

広告の掲載を希望する民間事業者（以下「広告主」という。）は、愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載要領及び愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載仕様書に基づき、指定する電子ファイルにより県に提出する。県は、提出された電子ファイルを職員に提供する給与WEB明細書に広告として掲載する。

(4) 広告掲載期間

令和5年11月～令和6年3月

3 契約の方法

愛媛県会計規則第147条に基づき複数の者から見積書を徴する方法（以下「見積合わせ」という。）による。

4 見積合わせに参加する者に必要な資格

見積合わせに参加する者に必要な資格は、広告を業とする者と広告を業としない者とに区分して、次のとおりとする。

(1) 民間事業者で広告を業とする者に必要な資格

令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する見込みのある業者で、次のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 愛媛県広告事業実施要綱第4条第3項及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団

排除措置要綱第2条の規定に該当しない者であること。

ウ 広告代理業務について3年以上の営業年数を有すること。

(2) 民間事業者で広告を業としない者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

ア 愛媛県広告事業実施要綱第4条第3項及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第2条の規定に該当しない者であること。

イ 事業者として3年以上の営業年数を有すること。

5 見積合わせの方法等

(1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間：令和5年9月25日（月）から同年10月5日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配付場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁本館3階
愛媛県総務部総務管理局人事課

なお、募集要項等は、県ホームページからも入手できる。

アドレス：<http://www.pref.ehime.jp/>

(2) 見積書の提出

ア 応募者は、次により見積書（別記様式）を直接又は郵送により県に提出しなければならない。電送による提出は、認めない。

(ア) 提出期限：令和5年10月6日（金）午後5時

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと

(イ) 提出先：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁本館3階

愛媛県総務部総務管理局 人事課

イ 応募者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

ウ 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

6 採用者の決定

(1) 有効な見積書を提出した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。

(3) (2) の同価格の見積書を提出した者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。

(4) 採用者を決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用額を、採用者とされなかった応募者に通知するものとする。

(5) 採用者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書（別添契約書(案)参照）の取り交わしをするものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 その他

(1) 応募者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱(平成17年12月28日制定)、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱(平成18年5月30日制定)、愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載要領(令和5年9月22日制定)、仕様書及び契約書(案)等を熟読し、遵守すること。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

9 給与WEB明細書への広告掲載に関するお問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局人事課 給与・評価グループ

電話：089-912-2178 (直通) FAX：089-921-6368

電子メールアドレス jinji@pref.ehime.lg.jp

見 積 書

愛媛県知事 中村時広 様

令和 年 月 日

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

印

下記のとおり見積りいたします。

百	十	万	千	百	十	円

内 訳

品 名	金 額	摘 要
給与等支給明細書閲覧 サービス広告料 (年6回分)		
消費税及び地方消費税 (10%)		